

平成28年11月24日

〒141-0032

東京都品川区大崎4丁目1番2号 ウィン第2五反田ビル3F

株式会社ウォーターダイレクト 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

再々申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成28年8月23日付「再申入書」に対し、一部改訂する旨のご回答をいただき、ありがとうございました。

その余の事項につき、再検討いたしました。やはり是正の必要性があるとの結論に至りました。

つきましては、改めて別紙のとおり是正等の申入れをいたしますので、ご検討の上、貴社のご見解やご対応につき、平成28年12月26日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具

再々申入れ事項

第1 第7条第2項 期間内の解約の場合の解約手数料等

ウォーターサーバーは別途取り決めがある場合を除き、当社よりお客様に有償で貸与されたものです。初回お届け日の月末を起算日として、ご契約期間中においてご解約された場合は、スタンダードプランをご契約の場合、12,500円（税込13,500円）、ずっとアイディールプランをご契約の場合、13,500円（税込14,580円）をそれぞれ解約手数料としてお支払いいただきます。

(1) 再申入れの趣旨

解約手数料の額につき、契約の残期間に応じた貴社に生ずべき平均的損害の範囲内になるよう規定を改めて下さい。

(2) 申入れの理由

貴社は、消費者が期間経過前に利用契約を解除することによって、「先行投資となる費用に見合う利用料金の回収ができなかったこと」が貴社に生ずる損害であり、「
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]」と主張しておられます。

しかしながら、貴社の先行投資に見合う額が貴社のご主張のとおりであったとしても、その額がそのまま消費者が期間内に解約したことによる貴社の損害ということはできません。また、販売促進費を回収するための必要な期間を[REDACTED]もの期間とされる根拠も不明です。結局、貴社のご主張は、期間経過時まで契約を継続した場合の営業利益（得べかりし利益）の一部を請求するものに他なりません。そして、消費者契約法9条1号は、契約解除に伴う損害賠償の額を原状回復のための賠償に限定することにより、消費者が履行の継続を望まない契約から離脱することを容易にするため、民法416条1項に規定する債務不履行に基づく損害賠償を制限したものであり、契約が中途解約されなかった場合の得べかりし利益を損害として請求することを許さない趣旨と解されるため、貴社のご主張は認めがたいものと考えます。

したがって、13,500円ないし14,580円の解約手数料を定める上記規定は、貴社に生ずべき平均的損害を超える損害賠償額の予定又は違約金を定めるものであり、消費者契約法9条1号に抵触します。よって、解約手数料の額につき、少なくとも、契約の残期

間に応じた貴社に生ずべき平均的損害の範囲内になるよう規定を改めて下さい。

第2 15条 裁判管轄

当社とお客様との間で本規約に関連する紛争が発生したときは、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

(1) 再申入れの趣旨

本条項の「訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。」との部分を削除して下さい。

(2) 再申入れの理由

貴社は、「本社機能を東京に持つため、顧客に関する情報及び資料は全て東京に集中管理して」いるので、「訴訟になった場合に円滑かつ十分な訴訟活動を行うためには、本社の所在地を管轄している東京地方裁判所を管轄裁判所とすることが不可欠」と主張しておられます。

しかしながら、貴社も認めておられますように、貴社は全国各地の消費者を対象として販売活動をされています上、東京本店以外にも、山梨県、大阪府に拠点をお持ちおられ、これらの拠点から消費者へのサービスを提供しておられます。にもかかわらず、資料が十分に備わっている東京で訴訟をする必要があるという貴社の都合のみで、消費者に東京の裁判所での訴訟の対応という著しい不利益を課す上記規定は、消費者契約法10条に抵触するものといわざるを得ません。よって、削除してくださるよう求めます。

以上